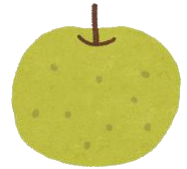


新型コロナウイルス感染も心配の中、3年ぶりに行動制限のないお盆休みとなり帰省された方も多かったと思います。そして、東北北部では、記録的な大雨となり被害が相次ぎ、日常生活において不安が拭えません。こうした不安につけこむ消費者トラブルに遭わないよう心掛けたいですね。また、被害にあわれた方、お見舞い申し上げます。



■ 検討委員会活動報告

ネットとうほくの検討委員会は、学者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの専門家から構成されています。ネットとうほくに寄せられた情報や資料を分析するなどして、事業者の問題点を把握し、事業者に対する申入れや要請等で法律上の問題点を指摘し、法に違反しないよう是正を求める活動を行っています。最近では、消費生活センターに市民の皆様から寄せられている相談事例を参考に、重要度の高いと思われるものを取り上げることも多くなりました。その中で、最近取り上げたものに、保険申請サポート業者の事案があります。

保険申請サポート業者とは、保険金の申請のサポートを受け、保険給付を受けるためのアドバイスを行う業者です。近年、地震、台風、豪雨などの大きな自然災害が発生すると、これらに便乗して「災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」とか、「保険金が出るようサポートする」などと、住宅の修繕費用の補償にかかる保険金の申請代行を勧誘する業者が見られるようになりました。しかし、これらの業者の中には、無料を謳いながら解約した場合には違約金を要求したり、保険申請が認められて保険金が支払われた場合は高額な手数料（報酬）を求めるなどの問題があるものも少なくありません。そもそも、このようなサポート業務に関して手数料等を取得するのは、弁護士以外の者が報酬を得る目的で法律事務を取り扱うことを原則的に禁止する弁護士法に違反するものと考えられます。



ネットとうほくでは、このような業者のうち、特に被害相談の件数が多い者に対し、
○契約書の中から報酬や違約金の支払いに関する規定を削除すること
○有償であるにもかかわらず、当該サービスが無償であることを告げて勧誘したり、無償と広告することを停止すること
を求める申入れを行うことを検討しています。

このような業者による被害防止に継続して取り組んでいきますので、身の回りに被害等がありましたら、情報提供をお願いいたします。

■2022 年度第 2 回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました

7月21日（木）18時00分から、仙台弁護士会館において、2022年度第2回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて24名の参加がありました。

まず、サルベージ条項について、日本の法律では成熟した議論がなされているとは言い難いのですが、ドイツ法では「救済条項」や「代替条項」として研究が進んでいるとのことで、ドイツでのサルベージ条項の考え方が紹介されました。議論の中では、ドイツの裁判例においても、「法律上許容される限りにおいて」という付記を用いた条項を有効として扱われた事例も紹介がなされましたが、学説においては、契約が無効になる場合に備える救済的条項を付記することについては、現代契約において、「法律上許容される限りにおいて」という記載は、わかりやすさの要請を満たさないのではないか、という考え方が一般的である、といった考え方が紹介されました。

そして、日本法におけるサルベージ条項の検討がなされました。まず、消費者庁の考えるサルベージ条項の定義によれば、「ある条項が強行法規に反し全部無効となる場合に、その条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の条項」とされているとのことで、これをふまえ、同条項の有効性に関する講義がなされました。

消費者庁が設置した「消費者契約に関する検討会」において、サルベージ条項の有効性が検討されたとのことです。事業者側からは、サルベージ条項の必要性が強く訴えられた議論の過程も紹介されましたが、報告書では「損害賠償の制限条項として定められた場合、特に軽過失の一部免除を意図するものとして有効になる可能性があるという不当性がある」とのまとめがなされた部分も存するとのことです。

また、ひょうご消費者ネットに所属する鈴木尉久弁護士の論文や同団体の申入れ事例も紹介されました。

これらを踏まえ、実際の企業が定めるサルベージ条項が無効か、という議論がなされました。参加者からは、今回の講義を踏まえると、そもそも消費者契約においてサルベージ条項が必要なのかどうか、疑問であるし、むしろ検討された条項を定めている企業が、そもそも消費者契約が想定されている中でこのような定め方をしていることに不当性を見いだせないか、といった意見が出されました。

次回は9月22日（木）18時00分から、「消費者概念について」というテーマで、福島大学山崎曉彦准教授が担当して開催します。引き続き、Zoomでの参加も受け付けております。会員の皆さまは是非ご参加ください。



講師 丸山愛博准教授

■10月講演会ご案内

10月22日（土）10時30分からネットとうほく2022年度第1回講演会

「消費者問題と公正取引委員会」を開催します。

私たちの暮らしの中で、公正取引委員会の活動が深く関わっています。公正な競争環境が整備されることは、消費者の生活、市場経済にとって必要なことです。

最近話題となっている「おとり広告」問題、不当表示などの景品表示法や競争のはなし、消費者に身近な違反事例について、公正取引委員会の役割などを交えながら、消費者のみなさんがかしこい商品の選択ができるよう、独占禁止法・景品表示法について学びませんか。

今回は、オンライン同時開催といたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳細は、同封のチラシをご覧ください（後日HPでもお知らせいたします）。



日時：2022年10月22日（土）10：30～12：30

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講師：大吉 規之 氏（公正取引委員会事務総局東北事務所取引課長）

■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

チラシやHPでご案内の通り、現在、弁護士による「消費者トラブル電話相談会」を開催しています。今年度は、7月から2023年2月までの毎月第1金曜日に開催し、7月、8月の受付では多くのご相談、消費者トラブルの情報提供が寄せられています。

ネットとうほく無料電話相談では、宮城県外の東北地方在住の方からの消費者トラブル情報提供やご相談も可能です。仙台弁護士会に所属している弁護士が、みなさまからのご相談をお受けします。ぜひこの機会にご利用ください。

受付時間 毎月第一金曜日 13：00～16：00です。

右記の電話番号で受付けています。 専用電話：**022-341-2010**



■適格消費者団体のご紹介「NPO 法人消費者ネットワークかごしま」

全国で23番目、九州ブロックでは5番目に適格消費者団体に認定された「消費者ネットワークかごしま」をご紹介します。

NPO 法人消費者ネットワークかごしまは、2015年にNPO 法人として設立され、2022年6月15日、全国23団体目の「適格消費者団体」として認定されました。

理事長の森雅美氏(弁護士)、副理事長の山本晃正氏(鹿児島国際大学教授)、理事・監事7名の体制です。会員数は5月末現在で186人です。

認定を受けるまでに数多くの事業者に対して規約などについての申入れを行い、定期的に学習会や無料電話相談会などを開催し、消費者問題の啓発にも力を入れて取り組まれていました。

今後は、適格消費者団体としてさらに事案の検討、調査や研究、情報収集の強化に取り組まれ、消費者被害の未然・拡大防止のため活躍されると期待します。



■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の高島梨香弁護士です。

弁護士の高島です。このエッセイでは、弁護士を志したきっかけについて書こうと思います。

私が弁護士を志した一番はじめのきっかけは、「ドラマ」です。松雪泰子さんが弁護士役、滝沢秀明さんが依頼者役で医療過誤事件のドラマがありました。それを見て、当時高校生だった私は、「弁護士カッコいい！松雪泰子さんのようになりたい！」と思ったのでした（ちなみにドラマの内容はほとんど覚えていません。このエッセイに書くにあたって調べたところ、2000年に放送されたドラマのようです）。

そんなきっかけで弁護士を志したのですが、その後大学受験の頃には「司法過疎地で弁護士をやりたい」「消費者被害に関わる仕事がしたい」という思いを持つようになりました。大学受験の時に志望理由を書く必要があり、うろ覚えの記憶では「祖父母の住む町には「消費者被害に注意！」というのぼり旗がたくさん立っていました。過疎地では相談したくても出来ない人がたくさんいるのではないかと思います。」といったようなことを書いた気がします。

そんなこんなで、無事、弁護士になることができ、現在、微力ながら消費者問題に関わることが出来ています。数年前から日弁連の消費者委員会の委員もしており、今年はこれから消費者契約法の改正に伴うコンメンタルの改訂にも少しだけ関わる予定です。

まだまだ松雪泰子さんのようにはなれていませんが、これからも精進して、少しでも多くの人の被害回復・被害予防につながるように頑張っていきたいと思っています。

【発行元】 内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.